豊田都市計画吉原平池地区計画　総括図
1／25，000

# 豊田都市計画総括図（豊田市）

### 主な都市計画決定の告示年月日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区域区分（市街化区域、市街化調整区域） | 令和4年3月29日 | 愛知県告示第 | 177号 |
| 用途地域 | 令和6年5月31日 | 豊田市告示第 | 271号 |
| 都市計画道路 | 令和6年3月12日 | 愛知県告示第 | 100号 |
| | 平成30年7月10日 | 豊田市告示第 | 314号 |
| 都市計画公園 | 平成15年10月3日 | 愛知県告示第 | 784号 |
| | 令和4年4月27日 | 豊田市告示第 | 217号 |
| 都市計画緑地 | 平成22年12月24日 | 愛知県告示第 | 786号 |
| | 令和5年1月17日 | 豊田市告示第 | 7号 |
| 防火地域及び準防火地域 | 令和6年5月31日 | 豊田市告示第 | 272号 |

**留意事項**

- ●この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域等を示したものです。位置・区域等の詳細については、豊田市役所都市計画課で縦覧している計画図等で確認してください。ただし、豊田市以外の区域については、各市役所・役場へお問い合わせください。
- ●豊田市では、この他生産緑地地区が都市計画決定されています。

この地図は、日進市長の承認を得て、同市作成の都市計画基本図（1/2,500）を複製し作成したものです。（承認番号　6日都第1615号）
この地図の作成に当たっては、岡崎市の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画基本図を使用した（6都第564号）
この地図の作成に当たっては、安城市の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画基本図を使用した（6都計第95号）
この地図は、みよし市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものである。（6み都　第792号）
この地図は、刈谷市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を複製したものである。（承認番号6刈まち第149号）
この地図は、長久手市長の承認を得て、長久手市都市計画基本図を使用し、調整したものである。（承認番号7長都第38号）
この資料は、東郷町長の承認を得て、同町の都市計画基本図を複製したものである。（承認番号　令和7年1月29日　東計発第29号）
この地図は、測量法第43条に基づく複製承認を得て、知立市都市計画基本図を複製したもの（令和7年2月3日付け知都計第241号承認）である。
この地図は、瀬戸市長の承認を得て複製したものです。（承認番号6瀬都第279号）

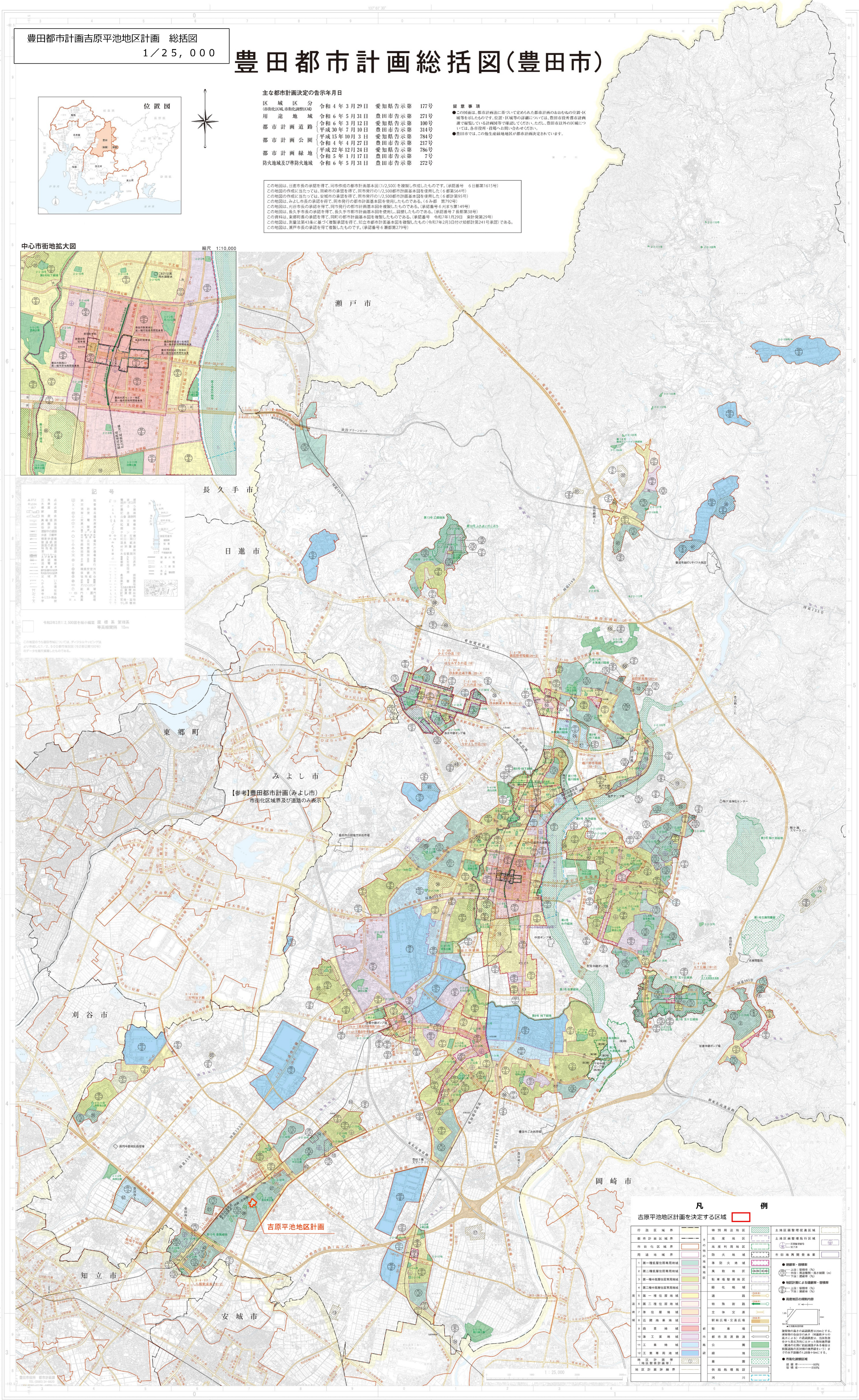

## 凡　例

吉原平池地区計画を決定する区域 □

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 行政区域界 | ─·─ | その他の地域地区 | 特別用途地区 | ▨ | 土地区画整理促進区域 | ┄ |
| | | 都市計画区域界 | ─··─ | | 高度地区 | ┄ | 土地区画整理施行区域<br>① ― 区画整理番号<br>完 ― 完了済 | ┄ |
| | | 市街化区域界 | □ | | 高度利用地区 | ┄ | | |
| | | 用途地域界 | □ | | 防火地域 | ┄ | 市街地再開発事業 | □ |
| 用途地域 | 1 | 第一種低層住居専用地域 | 🟩 | | 準防火地域 | ┄ | | |
| | 2 | 第二種低層住居専用地域 | 🟩 | | 風致地区 | (第2種)(第3種) | | |
| | 3 | 第一種中高層住居専用地域 | 🟩 | | 駐車場整備地区 | ┄ | | |
| | 4 | 第二種中高層住居専用地域 | 🟩 | | 緑化地域 | ┄ | | |
| | 5 | 第一種住居地域 | 🟨 | 都市施設 | 道路 | (改良済) | | |
| | 6 | 第二種住居地域 | 🟧 | | 特殊街路 | (改良済) | | |
| | 7 | 準住居地域 | 🟧 | | 立体交差 | ≍ | | |
| | 8 | 近隣商業地域 | 🟥 | | 駅前広場・交通広場 | (改良済) | | |
| | 9 | 商業地域 | 🟥 | | 駐車場 | □ | | |
| | 10 | 準工業地域 | 🟪 | | 都市高速鉄道 | ○ | | |
| | 11 | 工業地域 | 🟦 | | 公園 | 🟩 | | |
| | 12 | 工業専用地域 | 🟦 | | 緑地 | 🟩 | | |
| | | 地区計画等（地区整備計画等） | ① | | 墓園 | 🟩 | | |
| | | 地区計画詳細界 | ─ | | 供給処理施設 | □ | | |
| | | | | | 河川 | ┄ | | |

● 建蔽率・容積率
上段：容積率（%）
中段：用途種別－高さ制限（m）
下段：建蔽率（%）

● 地区計画による建蔽率・容積率
上段：容積率（%）
下段：建蔽率（%）

● 高度地区の規制内容
1
1.25
20m
5m
▲北側敷地境界線

建築物の高さの最高限度は20mとする。建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は、当該各部分から真北方向にはかった敷地境界線（敷地の北側に前面道路がある場合は前面道路の反対側の境界線をいう）までの水平距離の1.25倍＋5mにする。

● 市街化調整区域
建蔽率……60%
容積率……200%

豊田市役所　都市計画課
TEL (0565) 34-6620

株式会社　パスコ　調製